

避難計画「一応の合理性」

高裁判決 中身の判断は見送り

女川原発控訴棄却

東北電力女川原子力発電所2号機を巡り、重大事故時の広域避難計画に実効性がないとして、石巻市民が東北電に運転差し止めを求めた訴訟の控訴審判決。仙台高裁は27日、原告側の請求を認めず、控訴を棄却した。倉沢守春裁判長は避難計画については「一応の合理性はある」としつつ、原告側が求めている避難計画の中身についての判断は見送った。

重大事故が発生すれば、きろ審でも原告側は、原発石巻市など7市町の約19万、そのものの危険性ではない人に影響が及ぶ。1審に続く、①避難するための詳細



●判決を受け、報道陣の取材に応じる佐藤室長（左）と大淵正和・原子力部長（27日、仙台市青葉区で）＝いずれも永井秀典撮影
●判決を受け、会見に臨む原団長（左）と小野寺弁護士



な計画がないため、放射線量の検査所が設置できない②避難者のバスが確保されていない――などと避難計画の不備を指摘した。倉沢裁判長は、避難計画が実効性を欠き、人格権が違法に侵害される具体的な危険性があることを立証した場合、「差し止めが認められる」と指摘。女川原発の避難計画については「原告側は、避難経路が利用できないなどの事象が生じることを具体的に立証していない」と結論づけた。

一斉避難対応「不可能」指摘

原告側

「避難計画が再稼働を止める上で非常に大きな役割を果たすと感じているが、裁判所には通じなかった」。判決後、仙台市内で記者会見した原告団長の原伸雄さん（82）は唇をかんだ。小野寺信一弁護士は「避難計画に踏み込んだことは前進だ」としつつ、「一斉に避難しなければならぬ状況になれば臨機応変な対応は不可能だ」と指摘した。上告するかどうかは30日に最終判断する方針だ。一方、東北電の佐藤正人法務室長は「当社の主張がしっかりと理解いただけた」とした上で、「安全対

策に終わりは無いという確固たる信念のもと、引き続き安全性向上や理解活動を積み重ねる」と話した。

村井知事は「県は訴訟の当事者ではなくコメントは差し控える」とし、「国、関係市町と連携しながら、原子力防災体制の更なる充実強化に取り組んでいく」とのコメントを発表。報道陣の取材に応じた石巻市の斎藤正美市長も「当事者ではないのでコメントは差し控える」としつつ、東北電

に対して「安全性の確保、住民への説明責任をしっかりと果たしてほしい」と求めた。

勝田忠広・明治大教授（原子力政策）の話

「国の了承を根拠に避難計画の一応の合理性を認めつつ、計画の中身について判断することは避けた形だ。原子炉の安全性を審査

する原子力規制委員会のように、避難計画の実効性について第三者的な機関が判断できる仕組みを早急に整えるべきだ」